

1-02 視覚障害支援に伴う社会資源の評価について

Evaluation of social resources associated with visual impairment support

○島本 良重(OT)¹⁾²⁾

1) 関西学研医療福祉学院

2) 淡路診療所

Key word : 視覚障害, 環境因子, 社会参加

【はじめに】2014年の障害者権利条約批准により、日本における障害者の身体的自由や表現の自由、教育や労働等の権利促進を行うことが定められた。それに伴い、社会資源である公共機関も様々な移動制約者のニーズにきめ細やかな対応が必要となった。具体的には「公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン(国土交通省, 2019)」(以下、接遇ガイドライン)があげられる。しかし、社会資源の情報を対象者が得られず、外出制限や社会参加が困難な例がみられる。中途視覚障害者の支援を通して、OTの評価(社会資源)から目標達成が可能となった。

【目的】「視覚障害に対するリハビリテーションの実践報告」では、リハビリテーション訓練について「実施した訓練では、歩行が8割以上、パソコンが約6割、機器の訓練が約5割」と報告されている。視覚障害者に対する福祉機器選択やそれらを含めた支援は行うものの、対象者数とともに社会資源の評価は限られている様子であった。OTは、「外出等のIADL等の訓練」が業務であり、目標に応じて外出時の公共交通機関情報や評価が必要である。報告では、法令や施策より社会資源について情報収集し得た知見を報告する。

【方法】インターネット、文献より「視覚障害」「公共交通機関」「支援」を検索・情報収集を行う。その結果から、実施主体や実施等について情報整理を行う。

【結果】結果、交通事業者に対して、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」(以下「UD2020」)から、一定基準の接遇のありかたが示された(接遇ガイドライン)。それらは、高齢者、視覚障害者を含む障害者等の移動等の円滑化を推進することが目的である。具体例として、交通事業者は法令や「障害の社会モデル」の理解や障害特性にあわせた対応の配慮点等を教育内容に取り組んでいくことであった。視覚障害者には、「可能な限り、支援の要否を確認した上で必要に応じて支援を行う」と示され「予約、改札利用、

切符購入」「構内移動」といった項目ごとに接遇方法が記載されていた。

【考察】対象者にとって、公共交通機関は外出手段であり社会参加には必要な手段である。社会資源として交通機関を利用する際にユーザーが、あらかじめ「接遇ガイドライン」のような取り組み、利用方法を知る機会が必要である。

しかし、サービス提供者にはガイドライン等がみられた反面、今回の情報収集からはユーザーである視覚障害者への情報はみられなかった。

様々な法令が成立し、対象者のニーズは拡大している。それは、環境因子である社会資源の変化である。OTは、医学的な側面のみでなく、対象者を取り巻く環境や生活を支援する職種である。それには、OTの業務「外出等のIADL等の訓練」に関連し社会資源まで評価することや、対象者が利用可能な情報を提供することが必要である。

今後は、「読書バリアフリー法(2019, 法案成立)」等に伴うサービスについて情報収集を継続し視覚障害者に知る機会を提供できるよう働きかけを行う予定である。

作業療法ガイドライン(2018年度版): 日本作業療法士協会、(オンライン) 入手先 www.jaot.or.jp/wp-content/uploads/2018/07/OTguideline (参照日 2019.12.25)

日本作業療法士協会: 作業療法白書 2015, (オンライン), 入手先 www.jaot.or.jp/whitepaper.html (参照日 2019.12.25)

公共交通事業者に向けた接遇ガイドライン: 国土交通省、(オンライン), 入手先 www.mlit.go.jp/common/001230887.pdf (参照日 2019年12月25日)

視覚障害者が日常生活を送るうえで必要な支援に関する調査研究事業, 報告書: 社団福祉法人 日本視覚障害者団体連合、(オンライン), 入手(参照日 2019年12月25日)